



国土交通省近畿地方整備局

Kinki Regional Development Bureau

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

近畿地方整備局 姫路河川国道事務所	配布日時	平成30年 6月15日 14時00分
資料配布		

件名	東播海岸・神戸市垂水区塩屋町地先の一部を「船舶等の放置を禁止する区域」に指定しました
----	--

概要	<ul style="list-style-type: none">●神戸市垂水区塩屋町地先の海岸には多くの船舶等が放置されており、海岸保全施設の整備及び維持管理の支障となっています。●その対策として、塩屋町地先のうち特に多くの船舶等が放置されている一部区域について、海岸法に基づく「船舶等の物件放置を禁止する区域」に指定することとし、本日官報に告示されました。●これにより、当該区域に放置されている船舶等に対し、強制力のある対応が可能となります
----	---

取扱い	—
-----	---

配布場所	兵庫県政記者クラブ 東播磨県民局庁舎内記者室 神戸市政記者クラブ
------	-------------------------------------

問合せ先	国土交通省 近畿地方整備局 姫路河川国道事務所 副所長 西村 信彦 河川管理第一課長 中澤 公一 電話 (079) 282-8505
------	---

東播海岸における船舶等の放置を禁止する区域の指定について



船舶の放置状況

国が直轄工事を施工している東播海岸のうち、神戸市垂水区塩屋地先には多くの船舶等が海岸に放置されており、海岸保全施設の整備及び維持管理の支障となっています。

こうした船舶等放置物件への対策として、同地先のうち特に多くの物件が放置されている塩屋漁港～神戸市垂水下水処理場の下記区域を、海岸法第8条の2第1項第3号に基づく「物件の放置を禁止する区域」に指定することとし、本日官報に告示されました。

これにより、平成30年6月25日から、下記区域（私有地は除く）について、「船舶（漁船を除く）及びその関連物件」を放置することが禁止されます。

※指定区域に関する図面の閲覧場所は、国土交通省近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所です。

※本件に関する問合せ先は、姫路河川国道事務所河川管理第一課です（TEL.079-282-8505）

船舶等の放置を禁止する区域（私有地を除く）

